

中部美容専門学校学則（抜粋）

第3章 教育課程・授業時間数・卒業認定の基準及び職員組織

（教育課程及び授業時間数）

第9条 1. 本校の教育課程及び授業時間数は、別表第1のとおりとする。

2. 別表第1に定める授業時間数の1単位時間は50分とし、卒業までに履修させる授業時間数は、衛生専門課程美容科（4月入学）にあつては67単位以上、衛生専門課程美容科（10月入学）にあつては67単位以上、衛生高等課程美容科にあつては67単位以上とする。

（授業時数の単位数への換算）

第10条 1. 本校の衛生専門課程の授業時数を単位数に換算する場合には、授業時間数30時間をもって1単位とする。

2. 本校の衛生高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、前項の衛生専門課程の授業時数を単位数に換算する場合に順ずる。

（成績評価及び卒業認定の基準）

第11条 1. 履修科目は、次の各号により評価し単位の認定を行う。

(1) 各学期末及び学年末に行う試験において、必修科目60点以上、選択必修科目50点以上であること。

(2) 欠席時数が授業時数の3分の1（実習を伴う教科科目にあつては5分の1）以上ある者は、その科目について評価を受けることはできない。ただし、補講を受講し不足時数を補えば評価を受けることができる。補講は夏休み、春休み、平日4時から6時の間に実施する。

2. 卒業認定は、第9条に定める単位数を履修した者に対し、履修状況等を総合的に勘案して行う。

（始業・終業時刻）

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

ただし、季節により多少変更することがある。

1. 衛生専門課程美容科は、午前9時から午後4時までとする。

2. 衛生高等課程美容科は、午後9時から午後4時までとする。

（職員組織）

第13条 1. 本校に次の職員を置く。

1) 校長 1名

2) 専任教員 4名以上

3) 兼任教員 4名以上

4) 助手 若干名

5) 事務職員 2名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。